

被災農業者向け経営体育成支援事業

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨 被害対策の実施について

平成30年梅雨期（6月28日から7月8日まで）における豪雨及び暴風雨により被害を受けた、農産物の生産・加工に必要な施設・機械の再建・修繕等を支援します。

Point

- 1 農業施設・機械の復旧を行い、農業経営を再開する農業者の方への支援です。
（※但し家庭菜園などは対象となりません。）
- 2 農産物の生産・加工に必要な施設（ビニールハウス、果樹棚、畜舎、加工施設等）の再建・修繕、農業用・加工用機械の取得・修繕に係る費用について助成します。
※但し、農地法や建築基準法などの法令に違反しているものは対象となりません。
- 3 ビニールハウス内及び果樹棚下の土砂の撤去費用についても助成します。
- 4 被害を受けた日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。
（※但し以下のものが必要となります。）

- ① 施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真
- ② 作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類等

お問い合わせ先

呉市役所農林水産課

農業振興グループ ☎25-3318

被災農業者向け経営体育成支援事業の概要

1 助成の対象要件

- 1 農地基本台帳に登録があり、販売農家であること。（自給的農家や家庭菜園は対象外）
- 2 営農を指定期間以上継続すること。（取組み内容で指定期間が異なります。）
- 3 取組み後、現状以上の営農目標を立て、3ヶ年以内に達成すること。
- 4 各種法令に違反していないこと。（農地法や建築基準法など）
- 5 原則、平成31年3月初旬までに事業完了できること。

2 助成の対象となる事業内容

- (1) 農産物の生産及び生産した農産物の加工に必要な施設並びにその附帯施設の再建・修繕
(例)：ビニールハウス、果樹棚、加温用ボイラー、水耕栽培用ベンチ、加工施設、農業用施設（農機具倉庫等 但し違法建築の修理・再建は対象外）、畜舎、堆肥製造施設など
- (2) 農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械の取得・修繕
(例)：トラクター、田植機、コンバイン、耕耘機、米穀乾燥機、防除機など
モノラック・モノレール（但し、借地において農地法等に違反している農地での取組みは対象外）
 - 施設の強度の向上や規模拡大等は可能ですが、原形復旧を超える部分は自己負担となります。
 - 被災地での再建が困難な場合には、場所を移動して再建することも対象になります。
 - ビニールハウス等の施設は、事業完了後に園芸施設共済等への加入が必要となります。
- (3) ビニールハウス内及び果樹棚下の土砂混じりがれきの運搬・処理等
 - 農地災害復旧事業とならない（5cm未満の堆積）場合に対象となります。
- (4) ビニールハウス等（果樹棚を含む）の施設の解体、廃材、処理等

※ 以下のものなどは対象となりません。

- 軽トラック・運搬車（トップカー）
- 農業生産・加工に必要な施設（販売に関する施設等）
- 附帯・補完的器具（育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等）
- 消耗品（農具・トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等）
- 汎用性が高く利用頻度の低い物（農業以外でも使用可能な機械・機具・物置等）

3 補助率（見込み）

2の助成の対象となる事業内容の(1)～(3)までは

事業費 × 9/10以内（国・県・市による支援の合計）

※ 但し、園芸施設共済の対象となる施設については、共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて9/10以内、共済未加入の場合は8/10以内となります。

2の(4)については

施設の解体等については助成単価に施設の面積を乗じた金額と、撤去を行うために実際に支出する(した)費用のうちいずれか低い額

4 申請期間

平成30年9月25日（火）～平成30年12月27日（木）

※ 但し、国の公募により申請期間が前倒しされることもありますので早めの申請をお願いします。

相談受付スケジュール

本庁5階農林水産課での受付は9月25日（火）から平日受付します。

農業者の住所と受付場所とは関係ありません。いずれかの場所に来ていただくことになります。

月日	受付時間	受付場所
9月27日（木）	10:00-16:00	豊まちづくりセンター 文化教室1・2
9月28日（金）	10:00-16:00	豊浜市民センター支所1階
10月1日（月）	10:00-16:00	安浦市民センター支所1階
10月2日（火）	10:00-16:00	安浦市民センター支所1階
10月3日（水）	10:00-16:00	倉橋市民センター
10月4日（木）	10:00-12:00	下蒲刈市民センター2階会議室
	13:00-16:00	蒲刈市民センター2階大会議室
	10:00-16:00	倉橋市民センター
10月5日（金）	10:00-12:00	下蒲刈市民センター2階会議室
	13:00-16:00	蒲刈市民センター2階大会議室
10月10日（水）	10:00-16:00	豊まちづくりセンター 文化教室1・2
10月11日（木）	10:00-16:00	豊浜市民センター支所1階
10月12日（金）	10:00-16:00	豊浜市民センター支所1階
	10:00-12:00	下蒲刈市民センター1階
	13:00-16:00	蒲刈市民センター2階大会議室
10月15日（月）	10:00-12:00	下蒲刈市民センター2階会議室
	13:00-16:00	蒲刈市民センター2階大会議室
10月16日（火）	10:00-12:00	下蒲刈市民センター2階会議室
	13:00-16:00	蒲刈市民センター2階大会議室
10月17日（水）	10:00-16:00	安浦市民センター支所1階
		倉橋市民センター
10月18日（木）	10:00-16:00	安浦市民センター支所1階
		倉橋市民センター
10月19日（金）	10:00-16:00	安浦市民センター支所1階
		倉橋市民センター